

各関係団体の長 様

埼玉県知事 大野 元裕（公印省略）

ＢＡ．５対策強化宣言の一部変更等について（通知）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県のＢＡ．５対策強化宣言については、令和４年９月８日に国が定める基本的対処方針が一部変更されたことを受け、イベントの開催において同一イベントにおける「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に分けて開催する場合の取扱い等を変更することといたしました。

また、新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者の療養・待機期間について、令和４年９月７日付け厚生労働事務連絡に基づき、内容を一部変更いたしましたので併せてお知らせします。

つきましては、改めて下記事項について、貴団体の会員及び関係事業者の皆様にも、周知いただくようお願いいたします。

記

1 B A．５対策強化宣言の内容

県ホームページを御覧ください。

[https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken\\_kyoukasengen20220909.html](https://www.pref.saitama.lg.jp/a0401/covid19/saitamaken_kyoukasengen20220909.html)

2 新型コロナウイルス陽性者及び濃厚接触者の療養・待機期間について

県ホームページを御覧ください。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/jitaku/ryouyoukikan.html>

担 当 産業労働部 経済対策担当  
電 話 048-830-3763  
メー ル a3710-16@pref.saitama.lg.jp